

子ども誰でも通園制度 のご案内

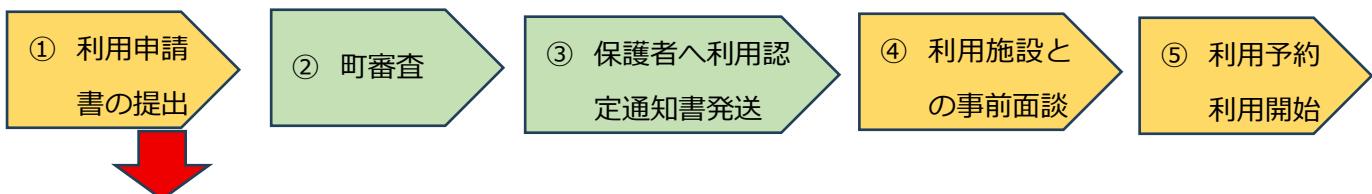
安芸太田町では令和8年4月より、保育所・認定こども園等に通っていない0歳6か月～3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労などの保育の必要性にかかわらず、月一定時間を上限とし、保育所・認定こども園に通園できる制度を実施します。

子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは？

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での充実を図ります。

◆利用の概要

対象児童	0歳6か月～3歳未満（誕生日の前々日まで）で保育所等に通っていないこども
	※ 対象年齢は施設により異なります。 ・加計認定こども園あさひ・認定こども園とごうち－0歳6か月より ・修道保育所・筒賀保育所－0歳10か月より
利用時間	1人あたり月10時間を上限 ※ 1日の利用は午前9時から午後1時までの間
利用可能日	保育所・認定こども園の休日及び下記以外の日 ※ 事前に利用日・利用時間を予約いただく必要があります ・土曜日 ・3月20日～4月10日、8月10日～20日、12月20日～1月10日 ・行事等の都合により、施設ごとに定める利用できない日
実施施設	加計認定こども園あさひ・認定こども園とごうち 修道保育所・筒賀保育所 の町内4保育施設
利用料	1時間あたり300円 ※ 1時間に満たない場合は1時間となります。 ※ 家庭の所得状況により減免があります



利用申請について

- 教育委員会教育課（子育て支援係）または利用を希望する施設にご連絡ください。
- ※ 施設に利用予約（利用開始）までに、利用認定を受けておく必要があります。

子ども誰でも通園制度 & 一時保育

安芸太田町ではこれまで、保育所・認定こども園等に通っていない子どもを対象に「一時保育（一時預かり）事業」を行っています。

本町では「子ども誰でも通園制度」を導入後も「一時保育事業」を継続し、多様な子育て支援の充実を図ります。

◆ 「子ども誰でも通園制度」と「一時保育事業」の違い

	子ども誰でも通園制度	一時保育事業
事業の概要	様々な経験を通じて、子どもの良質な育ちを支援することが主な目的	保護者の多様な就労形態、傷病等による保育の必要性に応じ、施設において預かることが主な目的
対象児童	保育所等に通っていない 0 歳 6か月～3 歳未満（誕生日の前々日まで）の子ども ※ 受入れ開始年齢は施設により異なります。	主に保育所等に通っていない 0 歳～6 歳までの未就学児 ※ 受入れ開始年齢は施設により異なります。
利用可能時間・日数	月 10 時間以内 ※ 別途利用できない日があります。	月 14 日以内 ※ 別途利用できない日があります。
実施施設	町内全保育所・認定こども園	町内全保育所・認定こども園
利用料金	1 時間当たり 300 円 ※ 家庭の所得状況により減免があります。	1 時間当たり（月の初日の年齢） 0 歳 700 円 1～2 歳 400 円 3 歳 210 円 4 歳以上 180 円

◆ お問い合わせ先

● 事業内容・申請・申し込み・相談

安芸太田町教育委員会 教育課（子育て支援係） TEL0826-22-1212

● 受け入れ施設（相談）

加計認定こども園あさひ TEL0826-22-0011

認定こども園とごうち TEL0826-28-7111

修道保育所 TEL0826-23-0424

筒賀保育所 TEL0826-32-2400